

和歌山県のすべての子どもたちのために



<このパンフレットの使い方>

和歌山県教育委員会では特別支援教育の推進を図るため資料・事例集等を発行しており、このパンフレットは、その資料の内容を抜粋したものです。各項目に参考となる冊子・ページを示しています。

なお、各冊子についてはダウンロードできますのであわせてご活用ください。（詳細は最終ページを参照）

※本文中では各冊子名を以下のように表記しています

- ①発達障害児指導事例集→「指導事例集」
- ②高等学校における特別支援教育推進のための実践資料集→「高等学校」
- ③どの子ども「わかる・できる」授業づくりのアイデア→「わかる・できる」

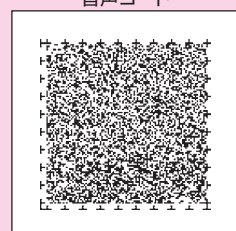
参考

②「高等学校」 P1-2

冊子名・ページ

和歌山県教育センター学びの丘

音声コード



音声コードは読上げ装置にて、
情報を音声で聞くことができます。

1 特別支援教育とは？

参考

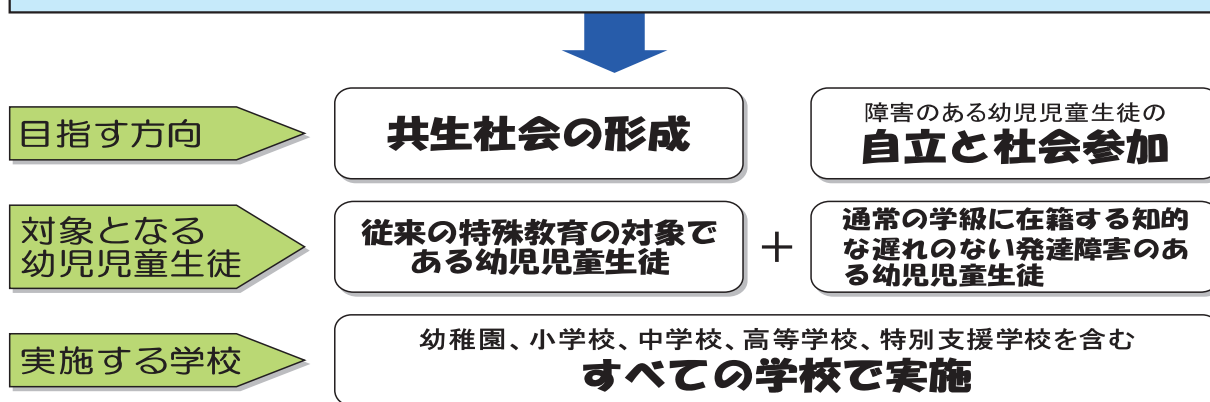
②「高等学校」P6-7

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

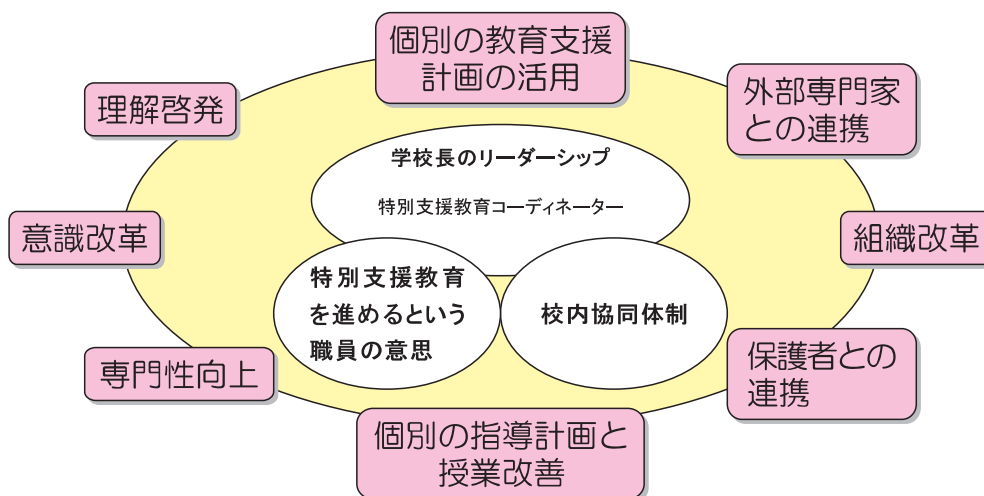
さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(文部科学省初等中等教育局長(2007)「特別支援教育の推進について(通知)」から引用)

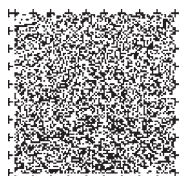


※各学校における特別支援教育推進のために

各校において特別支援教育の推進を図るためには、以下の視点を大切にしながら学校全体の活動を通して取組を進めていく必要があります。



<平成25年度学校教育指導の方針と重点より抜粋>



2 多様な子どもの理解と支援

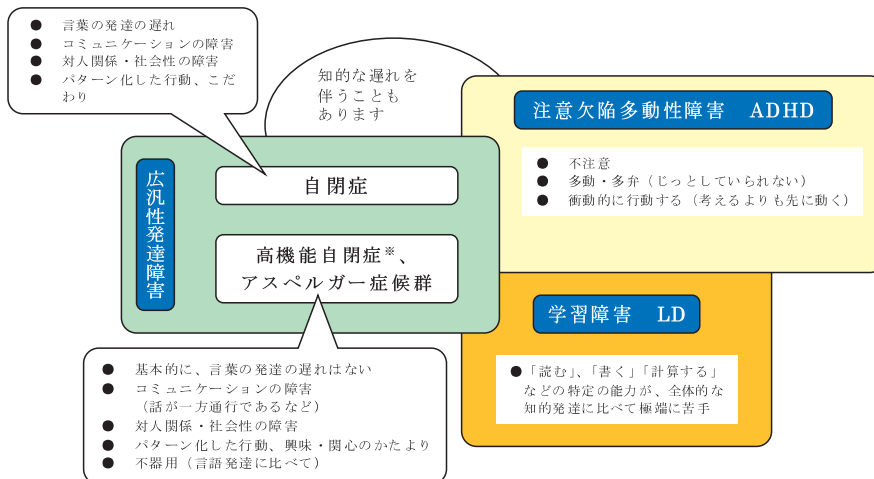
参考

- ① 「指導事例集」 P4-9
- ② 「高等学校」 P8-10

学級には、活発な子、おとなしい子、字を書くのが上手な子、運動が苦手な子…個性あふれる子どもがたくさんいます。友達とうまくコミュニケーションがとれない子、文字の読み書きや計算が極端に苦手な子、人よりもちょっとこだわりが強い子…その度合いによって「ちょっと気になる子ども」「支援が必要だと思う子ども」はいませんか？こうした子どもたちの行動は、「発達障害」の特性によるものかもしれません。

「発達障害」は脳の機能障害が原因であるとされています。親のしつけや本人の努力不足が原因ではありません。発達障害の特性について、周囲が理解し、必要な支援を考えていくことが大切です。

発達障害の特性



※「高機能自閉症」の定義について、文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、言葉の発達の遅れを伴うことが記述されています。

2013年、米国精神医学会による精神障害の分類と診断基準の本の改訂版（第5版 DSM-5）が刊行され、広汎性発達障害（pervasive developmental disorders）の用語が自閉症スペクトラム障害（autism spectrum disorder）という用語に変更されました。自閉的な特徴のある人は、知的障害などその他の問題の有無等にかかわらず、その状況に応じて支援を必要とし、その点では自閉症やアスペルガー症候群などと区別しなくてよいという意味と、自閉症やアスペルガー症候群などの状態はそれぞれ状態として連続した一つのものと考えてことができるという2つの意味合いが含まれた概念です。2014年1月現在、訳語は未定な状態であるので、ここでは従来の用語を用いています。

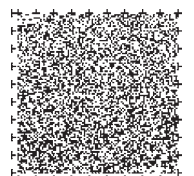
※一貫した支援のポイント

実態把握を行い、支援ニーズを明確にする



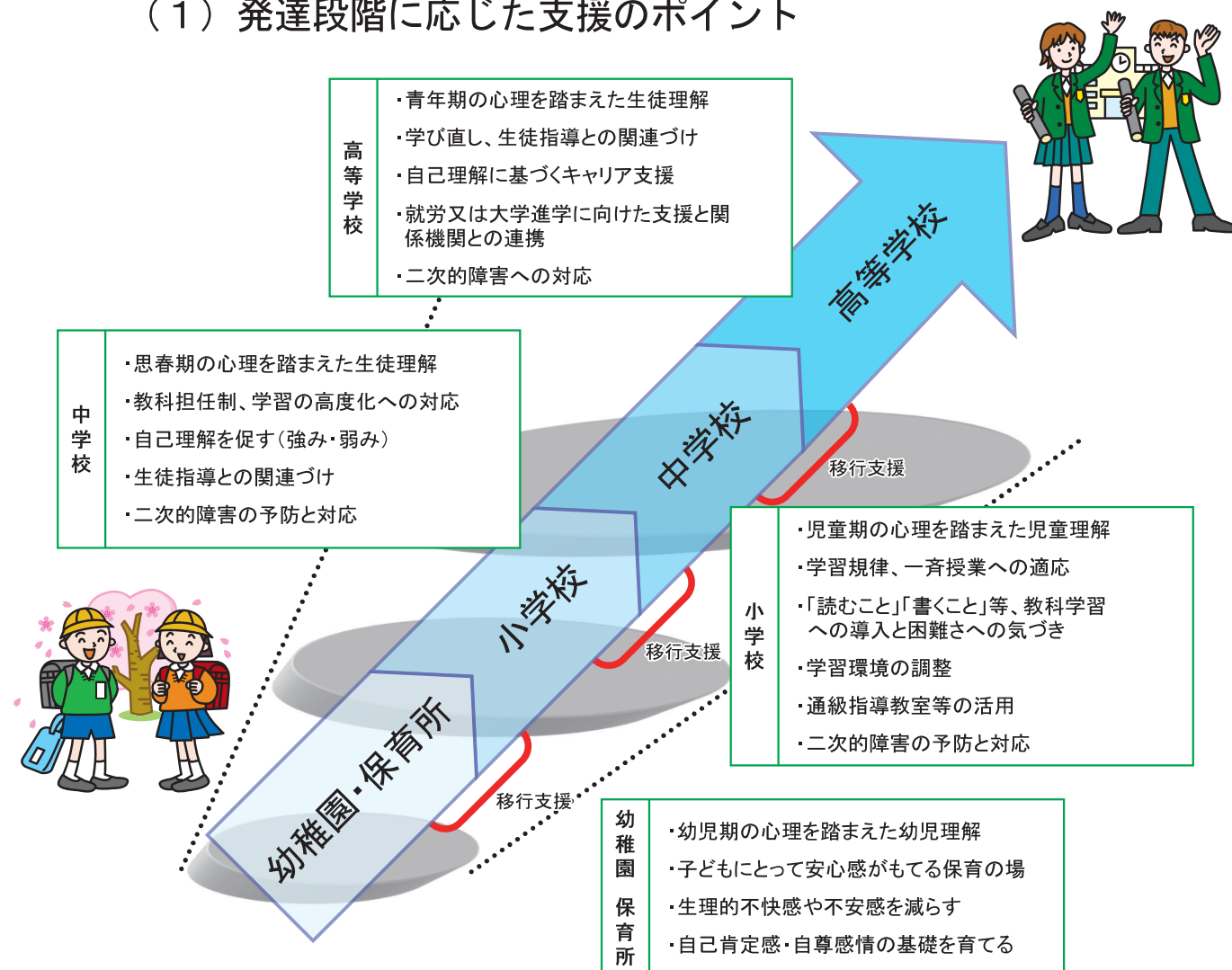
子どもの困難さに気づく

できるところから速やかに支援を始める



3 具体的な支援のために

(1) 発達段階に応じた支援のポイント



- ・ソーシャルスキルの獲得、自己理解の促進等については、各校園種(年齢)の段階に応じて継続的に取り組むことが重要です。
- ・各段階から次の段階への円滑な移行のためには、保護者等の了解のもと、必要十分な情報の共有と引継が求められます。

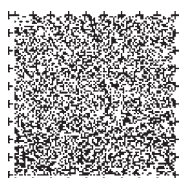
※二次的な障害について

参考

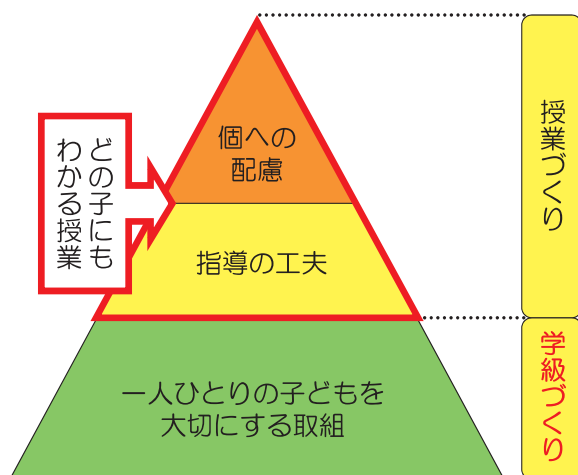
②「高等学校」P11

発達障害のある子どもたちは、ほめられることが少なく叱られることを多く経験しています。何をしても周りの大人から批判的・否定的な対応を続けられると、「どうせ自分は何をしてもだめだ」という感情を蓄積していくこととなります。周囲が子どもの抱えている困難さを理解して対応していないと、本来抱えている困難さとは別の情緒や行動の問題が出てしまうことがあります。これを二次的な障害と言います。挫折や失敗の積み重ね、叱責される経験は、子どもの自己肯定感を低下させ、引きこもりやうつ状態、或いは周囲に対する挑発的かつ反抗的な態度・行動として現れることとなります。予防的な対応として、自己肯定感を高める支援を大切にしましょう。

二次的な障害が現れる前に適切な支援を行い、予防することが大切です。



(2) 特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり



参考

- ①「指導事例集」P72-87
- ③「わかる・できる」

- 学びやすい環境
- わかりやすい授業
- 支え合える・認め合える学級

☆例えばこんな工夫があります☆

◆学びやすい環境◆

①教室環境の整備

- ・掲示物の内容や量、貼る位置などの見直し

- ・整理された教室環境



◆わかりやすい授業◆

①授業の組立の工夫

・導入の工夫

フラッシュカードなどの活用



ノートを取ることから入る

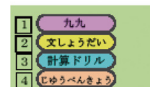


・見通しを持たせる工夫

授業の構成

始まりと終わりをわかりやすく

授業の型を作る



・動きのある授業

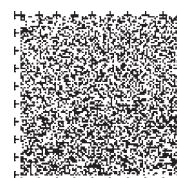
動きのある活動を入れる



学習形態の工夫



「発達障害児指導事例集」、「どの子ども『わかる・できる』授業づくりのアイデア」に、様々な具体例が紹介されています。



4 連携した支援を進めるために

参考

①「指導事例集」P10-16

(1) 校内での支援体制づくり

特別支援教育を推進していくために、各校において「校内委員会の設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」など、校内の支援体制が充実しつつあります。

子どもや保護者にとって、支援が必要となる場面は多様です。すべてのニーズに対して、同じように個別に対応しようとしても、効果的な支援になるとは限りません。発達障害に限らず、特別な支援が必要な子どもすべてに対し、個々のニーズに応じた教育を実践していくためには、特別支援教育コーディネーターを中心に、学級担任が対応するのか、学年会で対応するのかなど、必要に応じて検討し、支援を実施していくことが大切です。

※ケース会議について

担任以外の支援が必要となる場合、関係者によるケース会議を開くことがあります。次のような点に配慮して、「やってよかった」と思える会議にしましょう。

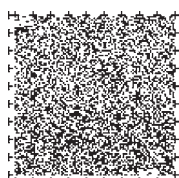
ケース会議の流れ（例）

- (1) 会議の目標（ゴール）を設定します。
 - ・最初に会議の終了時刻を決めておきます。また、「ケースの見立てをした上で、当面の支援方法を考える」といったように、話し合いのゴールを明らかにします。
- (2) 事例提供者は端的にケースを発表します。
 - ・資料作成を最低限にするなど、事例提供者に負担にならないように配慮します。
- (3) 参加者は語られた情報について様々な視点から質問し、問題点に関係があると思える事実を収集します。
 - ・事例提供者の方針や指導力等を決して批判しないようにします。
- (4) 参加者は収集した事実等を総合して、問題点を整理します。
 - ・子どものつまずきの中心となる背景要因についての仮説を立てます。
- (5) (4)の内容に基づき、支援の方針や具体的な支援方法を話し合います。
- (6) 会議で決定したことや次回のケース会議の内容等について確認します。



<実施上の留意点>

- ・具体的な話し合いになるようにしましょう。
(事例提供者は事実だけを述べる、参加者は具体的な内容の質問をする。)
- ・一人だけで話さないようにし、共感的に話を聞きましょう。
- ・会議の中で得た情報の扱いに注意しましょう。



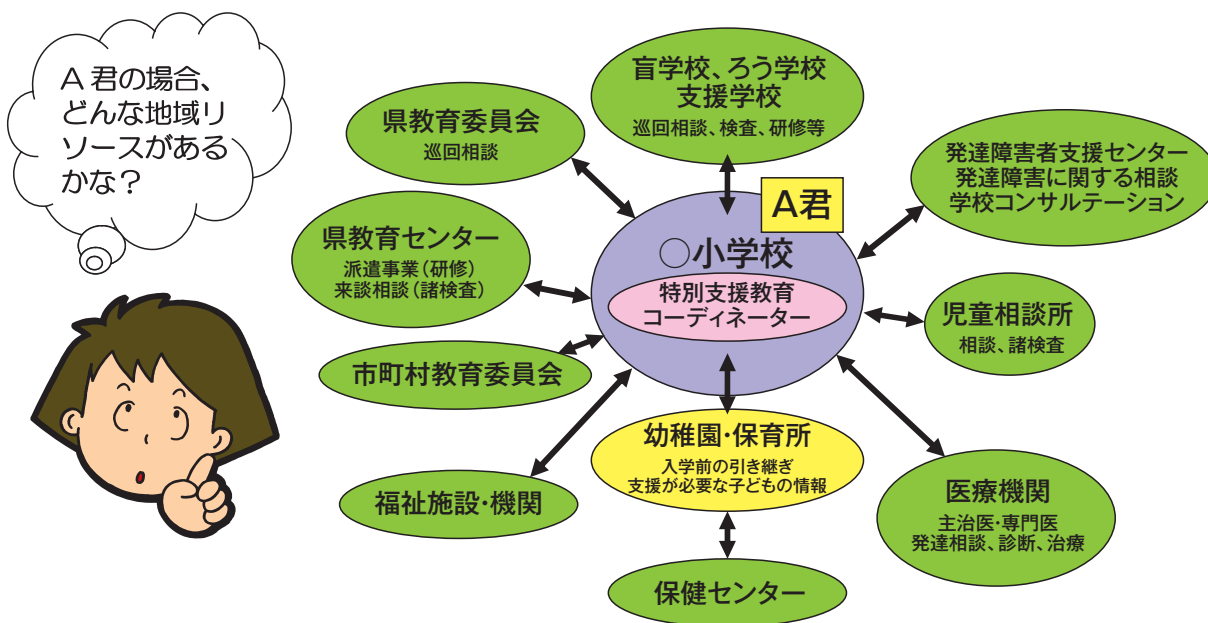
(2) 関係機関との連携・協力

参考

③「わかる・できる」P28

子どもの実態把握や支援を考える上で、地域の関係機関との連携が重要です。地域の関係機関（地域リソース）を把握し、普段から連携しやすい関係（顔の見える関係）づくりを心がけましょう。

※関係機関（地域リソース）マップ（例）



(3) 園・学校間移行支援

子どもたちの支援を考える上で、園・学校間の連携が不可欠です。担任や特別支援教育コーディネーターが中心となり、各学校等での子どもたちの実態や支援の内容を整理し、引き継ぎを行うことで、子どもたちは新しい環境での生活を安心して過ごせるようになります。

移行支援をスムーズに行うために

- ・それぞれの支援体制の「違い」を理解する。
- ・質、量ともに伝える情報を精選する。
- ・園訪問や学校訪問・体験入学等を活用する。などに配慮しましょう。

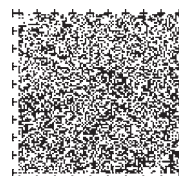
また、入学前だけでなく、入学後も定期的な情報交換が行えるようにするなど、移行支援の取り組みを定例化していくことも大切です。

参考

- ①「指導事例集」P88-89
- ②「高等学校」P28-30

(4) 保護者との連携

保護者との連携は、子どもたちを支援する上で大切なポイントとなります。保護者は、我が子の育ちに心配な点を感じると、不安になります。保護者の心に寄り添って、思いにどれだけ共感できるかが重要になってきます。「一緒に考えていきましょう」という姿勢を伝え、子どもや保護者の「よき理解者」であるとわかってもらうことが大切です。



5 共生社会を目指して

○障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

(中央教育審議会初等中等教育分科会(2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より抜粋)

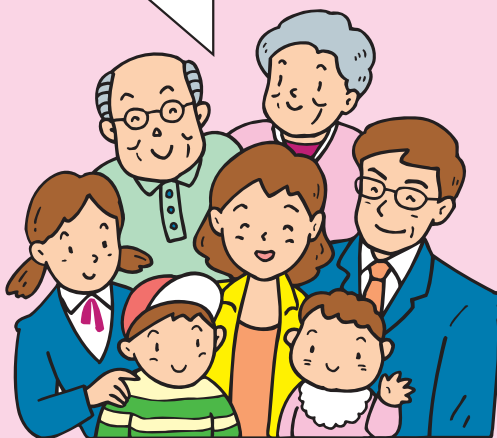
「共生社会とは？」

中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、次のように記述されています。

「共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である」

「合理的配慮とは？」

障害者の権利に関する条約では「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。



◆冊子については下記のURLからダウンロードできます。

- ① 発達障害児指導事例集 (H20年度)
- ② 高等学校における特別支援教育推進のための実践資料集 (H22年度)
①・②については→ <http://www.wakayama-edc.big-u.jp/tokusi/tokusi.html>
- ③ どの子も「わかる・できる」授業づくりのアイデア (H23年度)
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/wakarudekiru/wakarudekiru.html>

このパンフレットに関するお問い合わせ先：

和歌山県教育センター学びの丘 特別支援教育課

〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町3353-9(県立情報交流センター Big・U内)

TEL：(0739) 26-3514 FAX：(0739) 26-8120

